

○令和 7 年 4 月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて

令和 7 年 3 月 28 日 6 農振第 3022 号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛て

令和 7 年 4 月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日から適用する各種積算基準の取扱いについて、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

この取扱いについて、貴局管内の県に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

記

1 対象となる積算基準

本取扱いは、次に掲げる積算基準（以下「新積算基準」という。）を対象とする。

（1）令和 7 年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について（令和 7 年 3 月 26 日付け 6 農振第 2802 号農村振興局長通知）

ア 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）

イ 土地改良事業等請負工事標準歩掛について

（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 148 号構造改善局長通知）

ウ 地質、土質調査業務市場単価について

（平成 15 年 3 月 28 日付け 14 農振第 2703 号農村振興局長通知）

エ 測量業務の価格積算基準について

（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改第 115 号農林水産省構造改善局長通知）

オ 測量業務標準歩掛について

（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1973 号農村振興局長通知）

カ 設計業務標準歩掛について

（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1974 号農村振興局長通知）

キ 現場技術業務の実施要領等について

（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）

ク 測量業務等の機械経費について

（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1975 号農村振興局長通知）

ケ 調査・測量・設計業務共通仕様書について

（平成 6 年 3 月 31 日付け 6 構改 D 第 162 号構造改善局長通知）

コ 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について

（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知）

- サ 土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について
（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 239 号構造改善局長通知）
- シ 施設機械設備点検・整備積算基準の制定について
（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2140 号農村振興局長通知）
- ス 設計業務標準歩掛（施設機械）について
（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2146 号農村振興局長通知）

（2）令和 7 年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る運用等の改正について（令和 7 年 3 月 26 日付け 6 農振第 2803 号農村振興局整備部長通知）

- ア 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛について
（平成 15 年 3 月 28 日付け 14 農振第 2694 号農村振興局整備部長通知）
- イ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について
（平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）
- ウ 施工パッケージ型積算方式の試行について
（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 農振第 2234 号農村振興局整備部長通知）
- エ 施工パッケージ型積算方式の試行に係る標準単価について
（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 農振第 2235 号農村振興局整備部長通知）
- オ 設計業務等の積算参考歩掛について
（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1977 号農村振興局整備部長通知）
- カ 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について
（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1978 号農村振興局整備部長通知）
- キ 設計業務管理の手引書について
（平成 15 年 3 月 28 日付け 14 農振第 2711 号農村振興局整備部長通知）
- ク 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について
（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3636 号農村振興局整備部長通知）
- ケ 土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について
（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長通知）
- コ 施設機械設備点検・整備積算基準等の運用について
（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2142 号農村振興局整備部長通知）
- サ 電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について
（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局整備部長通知）
- シ ダム工事積算指針の制定について
（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2822 号農村振興局整備部長通知）

（3）令和 7 年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準に係る通知の改正について（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 農振第 2804 号農村振興局整備部設計課長通知）

- ア 工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について
（平成 30 年 7 月 12 日付け 30 農振第 1316 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）
- イ 工事における現場環境改善費の積算要領について
（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 3705 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）

- (4) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の一部改正について
(令和7年3月28日付け6農振第2877号農村振興局長通知)

2 新積算基準の取扱いについて

令和7年4月1日以降に契約を締結する工事及び業務（以下「工事等」という。）については、新積算基準に関する周知期間、積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

(1) 措置の内容

ア 工事等の発注者又は受注者は、令和7年4月1日以降、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官通知）別紙工事請負契約書第62条の規定及び「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙業務請負契約書第58条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額
(単価は入札書の受付開始の日のもの)

k ：当初契約の落札率

イ 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

(2) その他

入札説明書等において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書等を修正するものとする。

(工事記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、令和6年度積算基準に基づくものであるが、令和7年3月に令和7年度の各種積算基準が通知されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

ア 本工事の発注者又は受注者は、令和7年4月1日以降、工事請負契約書第62条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率

イ 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

（業務記載例）

○業務概要

（○）本業務は、令和6年度積算基準に基づくものであるが、令和7年3月に令和7年度の各種積算基準が通知されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

ア 本業務の発注者又は受注者は、令和7年4月1日以降、業務請負契約書第58条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k : 当初契約の落札率